

別紙

「漏水調査業務委託(その1)」の最低制限価格の設定について

下記のとおり最低制限価格を設定する。

記

算出式

漏水調査 直接業務費＋安全費＋諸経費×60/100

上記算定式により算出した額が予定価格の10分の6に満たない場合は、予定価格の10分の6、予定価格の10分の8を超える場合は、予定価格の10分の8の額とする。

参照：高知市上下水道局企画財務課ホームページ内「入札・契約制度」中、「**建設工事に係る委託業務の最低制限価格の算定方法の改正について(上下水道局 令和7年4月1日以降)**」を参照のこと。